

事 務 連 絡

令和4年8月18日

各都道府県教育委員会看護師学校（高等学校）担当係  
各都道府県私立学校主管課看護師学校（高等学校）担当係 御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付  
産業教育振興室助成係

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

標記について、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、都道府県教育委員会にあつては所管の関係高等学校に、各都道府県にあつては所轄の関係高等学校に、御周知くださるようお願いいたします。

**【本件担当】**

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付  
産業教育振興室助成係（松村・松浦）

電話:03-5253-4111（内線 2380）

FAX:03-6734-3735

E-mail: sangyo@mext.go.jp